

奈良県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和四年六月七日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変更事項	変更年月日	アサヒサ ンクリー ン株式会 社	静岡市葵区 本通一〇一 八一一	アサヒサ ンクリー ン在宅介 護センタ ー檀原	檀原市中曾 司町一三二 一四 中 曾司町テナ ント	（所在地 檀原市新 口町一三 二一 ラピユタ 新ノロ一 〇一	（所在地 檀原市中 曾司町一 三二一 四 中曾 司町テナ ント	令和四年四 月一日
	名称				主たる事務 所の所在地	名称	所在地	旧	新		